

見附市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、見附市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（フレックス方式）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）工事の始期：実際に現場において工事に着手する日をいう。
- （2）工事の終期：工事の完成期限をいう。
- （3）余裕期間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期の前日までをいう。
- （4）実工期：実際に工事を施工するための期間（標準工期又は積上げ工期の日数分の期間）で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （5）全体工期：余裕期間と実工期を合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 余裕期間制度（フレックス方式）の対象となる工事は、入札に付する工事で、次の各号のいずれにも該当しかつ、市長が必要と認める工事とする。

ただし、設計変更または工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事、その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

- （1）供用開始や関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- （2）当該年度及び翌債等で承認された期日を超えない工事であること。

（余裕期間）

第4条 余裕期間は、90日を超えない範囲で発注者が設定するものとする。

（余裕期間の取扱い）

第5条 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、現場への資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- 3 余裕期間の間に行う前項の「準備等」は、受注者の責任において行うものとする。
- 4 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（監理技術者補佐を含む）の配置を要しない。

（全体工期、工事の始期及び終期）

第6条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、特記仕様書等に明示することとする。

- 2 受注者は、全体工期の範囲内において、休日（見附市の休日を定める条例（平成2年6月21日条例第20号）第2条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期及び終期として設定し、落札決定の日（契約の相手方が確定した日）から起算して7日以内に工期の始終期通知書（別紙様式1）により発注者に通知し、契約を締結しなければならない。ただし、工事の始期は余裕期間を超えて設定することはできないものとする。
- 3 前項において、受注者が極端に短い又は長い実工期（発注者が定めた実工期よりも10%以上増減がある実工期）を設定する場合は、その理由を工期の始終期通知書（別紙様式1）に記載するものとする。
- 4 受注者は、契約締結後に工事の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、工期の始終期変更協議書（別紙様式2）により発注者と協議のうえ、工事の始期及び終期を変更することができる。

（契約関係の取扱い）

第7条 余裕期間制度（フレックス方式）を適用する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- （1）工事請負契約書に記載する工期は、契約締結日を起算とする全体工期及び実工期を記載する。
- （2）受注者は、見附市建設工事請負基準約款の規定にかかわらず、工事の始期の前日までに現場代理人等通知書を発注者に提出するものとする。
- （3）受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- （4）契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- （5）前払金の請求は、工事の始期からできるものとする。
- （6）受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、工事の始期後速やかに掛金収納書を発注者に提出するものとする。

（経費の負担）

第8条 余裕期間制度（フレックス方式）を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

（工事費の積算）

第9条 積算に当たっては、契約締結予定日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行うこととし、工事の始期の選択により発生する経費（除雪費等）については、市は負担しないものとする。

（特記仕様書）

第10条 余裕期間制度（フレックス方式）を適用し発注する工事は、特記仕様書に余裕期間制度（フレックス方式）であることを明示するものとする。

附則

この要領は、令和4年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事から適用する。